

銀行振込などによる公売保証金の納付について

1 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前に、KSI官公庁オークションガイドライン、習志野市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) KSI官公庁オークションのログインIDを取得して、インターネット公売サイトの習志野市公売物件一覧画面で公売物件をクリックして表示される公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人代表者名で取得したログインIDで公売参加仮申込みを行ってください。
- (4) 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要です。必ず入札しようとしている公売物件の公売保証金額を確認してください。
- (5) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDで公売参加仮申込みを行ってください。
- (6) 公売物件が農地を含む場合
 - ① 公売物件が農地法上の農地を含む場合、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。
 - ② 公売物件のうち、農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可又は届出の受理があったときです。
 - ・本市では、公売保証金の納付及び「買受適格証明書」の提出を確認後に、公売参加登録(公売参加申込み完了)の手続きを行います。「買受適格証明書」の発行手続きについては、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

2 必要書類の提出

- (1) 次の書類を入札開始日の2開庁日前までに、直接持参するか、書留郵便で送付してください。
各書類は、「各種様式のダウンロード」の項目から印刷等してください。
- ① 公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書
 - ・記入された氏名、住所、電話番号、ログインID、メールアドレス及び口座振替依頼先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付又は公売保証金の返還手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。
 - ・印鑑は必ず押してください。捨印も忘れずに押してください。

- ・代理人が公売参加の手続きをする場合、「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に代理人の住所、氏名等及び代理人であることを明記してください。振込先金融機関は代理人名義の口座のみ指定可能です。

②暴力団員等に該当しないことの陳述書(公売財産が不動産の場合のみ)

- ・法人の場合、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を併せて提出してください。
- ・入札前に提出がなければ入札することができません。

③許認可等を受けていることを証する書面

- ・宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合、その許認可等を受けていることを証する書面(宅地建物取引業の免許証等)の写しを提出してください。

(2)上記書類を書留郵便で送付してください。

- ・代理人の場合は、委任状及び公売参加者本人の住所証明書等と一緒に送付していただいて構いません。その場合、公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに習志野市が確認できるように納付していただく必要があるため、余裕を持って書類を送付してください。

3 公売保証金の納付

(1)仮申込み受付メールの案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。ただし、公売物件によっては利用できない方法もございます。

①銀行振込

- ・公売保証金を振り込んだ日から習志野市が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。
- ・振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

②現金書留の送付

- ・公売保証金が50万円以下の場合のみ利用できます。
- ・現金書留の郵送料等は、公売参加申込者の負担となります。

③郵便為替による納付

- ・郵便為替で公売保証金を納付する場合は、手続き等についてあらかじめ習志野市にご相談ください。

④現金の直接持参

- ・受付時間は、平日午前9時から午後4時30分までです。

(2)公売保証金の納付及び提出書類を確認できた後、本申込みに切替えを行います。

・入金の確認に期間を要する場合がありますので、公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに納付してください。納付が確認できない場合、入札することができません。

4 公売保証金の返還

- (1) 落札者(最高価申込者)若しくはその代理人等(以下「落札者等」という。)又は次順位買受申込者若しくはその代理人等(以下「次順位買受申込者等」という。)以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。
- (2) 次順位買受申込者等が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者等が代金を納付した場合等に返還します。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合及びインターネット公売全体が中止となった場合、納付した公売保証金は中止後に返還します。
- (4) 公売保証金の返還は、入札終了後数週間程度かかることがあります。
- (5) 公売保証金を返還する場合は、あらかじめ指定された公売参加者又はその代理人など(以下「公売参加者等」という。)の名義の銀行口座に振り込みます。
- (6) 公売参加申し込み後、入札をしない場合には、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (7) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する公売参加者等の公売保証金は返還しません。

5 公売保証金の没収

以下に該当する場合、公売参加者等が納付した公売保証金は、没収し、返還しません。

- (1) 落札者等又は次順位買受申込者等となり売却決定されたが、納期限までに買受代金を納付しない場合
- (2) その他国税徴収法第108条第1項の規定に該当する場合

6 書類の提出先

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市 協働経済部 窓口サービス推進室 債権管理課 宛

※郵便又は直接持参にて提出してください。なお、提出に係る費用は買受人負担となります。